

## 議員提出議案第 17 号

### 気象事業の整備拡充を求める意見書

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時・的確に提供することにより、災害を未然に防ぎ、又は軽減させることにあります。

平成 17 年に神戸で開かれた「国連防災世界会議」では、その前年にスマトラ沖で発生した大地震とそれに伴う大津波による甚大な災害を教訓に「すべての国々が領域内の国民と財産を災害から守る第一義的な責任を持っている」との「兵庫宣言」が採択されています。

また、地球温暖化に伴う気候変動や東日本大震災発災の影響も大きいところですが、地震や津波、火山の噴火、また頻発する竜巻などの自然災害に対する国民の関心は、かつてないほどに高まっています。

しかしながら、国や地方公共団体などに防災気象情報を提供する気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っています。また、気象の観測・予測になくてはならない気象衛星の打ち上げは巨額の費用を要するため、気象事業に係る予算を圧迫しています。

過去の自然災害の教訓から、注意報・警報などの防災気象情報を高度化し、活用していくためには、予測精度の向上にとどまらず、自然現象の正確な把握と防災関係機関への確実な情報の伝達、そして利用者に対して十分な支援・指導をすることが必要となります。また、地域の産業や日常生活に役立つ気象情報の提供も強化すべきであり、さらに近年、国際的な関心を集めている地球環境問題への対策についても一層の体制強化が求められています。

よって、国においては、より精度が高くきめ細かな防災気象情報及び産業や暮らしに密接に関わる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤整備と拡充を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 10 月 23 日提出

提出者 さいたま市議会議員 萩原章弘  
同 神崎功

	同	高橋勝頼
	同	細沼武彦
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	土井裕之
	同	加川義光